

今後の市の対応について

令和3年6月18日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

6月17日に開催された新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において、決定された、『「緊急事態宣言」の解除に伴う新型コロナ集中対策』（以下「集中対策」という。）等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

なお、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直すものとする。

1 市民への呼びかけ

市民に対して、集中対策の3を踏まえ、外出機会の半分削減、同居する家族以外との会食等を控えること、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域との往来は厳に控えること（広島市、東広島市及び廿日市市との往来は注意すること。）及び誹謗・中傷・差別は絶対に行わないこと等について呼びかける。

2 事業者への呼びかけ

事業者に対して、集中対策の3（1）、（2）を踏まえ、テレワークの活用等による出勤者の7割削減をめざすことや、職場内における感染防止対策の強化等について呼びかける。

3 市の施設の取扱い

市が管理する施設については、屋外・屋内を問わず、業種別のガイドラインを遵守し感染防止対策を徹底した上で、通常の運営とする。

なお、指定管理者等に対してもこの旨を連絡し、引き続き感染防止対策の徹底を要請する。

4 市主催の行事等の取扱い

引き続き、市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む。）する行事等は、中止又は延期する。ただし、次のものを除く。

- (1) オンライン開催とするもの
- (2) 参加者が少数に限定され、かつ特定されており、3密を回避できる十分なスペース又は時間を有しているもの
- (3) 法令等により、この期間に実施することがやむを得ないもの

5 ワクチン接種の推進

引き続き、高齢者等を対象としたワクチン接種を着実に進めるとともに、64歳以下の方の接種についても、早期に取り組む。

なお、ワクチン接種後も、マスク等の感染防止対策を継続すること（ワクチンプラス）が確実な感染防止に必要な旨を啓発する。

6 期間

6月21日（月）から7月11日（日）まで

（ただし、県内・市内の感染状況等により、期間又は取扱いを変更する場合がある。）